

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 日時

平成十九年六月七日（木）午前十時から午後四時まで

二 場所

東広島市西条栄町七番四八号

東広島市中央公民館

三 事案

東広島都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）に関する都市計画の変更に  
ついて（素案の概要は別記のとおり）

四 公述の申出方法等

1 公述の申出方法

公聴会での公述を希望する者は、住所、氏名、電話番号並びに述べようとする意見の  
要旨及び理由を記載し、押印した書面を広島県知事（郵便番号七三〇―八五一― 広島  
市中区基町一〇番五二号 広島県都市部都市事業局都市企画室）へ提出すること。

2 公述の申出期間

平成十九年五月十一日（金）から平成十九年五月二十五日（金）まで（郵送の場合は、  
平成十九年五月二十五日（金）までの消印のあるものを有効とする。）

五 公述人の選定等

知事は、前記四の書面を提出した者のうちから、公聴会において公述するものを選定し、  
選定の結果を通知する。

六 公聴会開催の中止等

公述の申出の期間内に公述の申出がない場合、公聴会を中止する。また、公述の申出が  
少ない場合には、公聴会の開催時間を短縮する。

七 素案の閲覧

1 閲覧期間

平成十九年五月十一日（金）から平成十九年五月二十五日（金）まで（土曜日及び日  
曜日を除く。）

2 閲覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室

東広島市都市部都市計画課

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

八 公聴会に関する問い合わせ先

広島市中区基町一〇番五二号  
都市部都市事業局都市企画室（電話（〇八二）五一三―四一一七〔ダイヤルイン〕）

（別記）

東広島都市計画区域区分に関する都市計画の変更素案の概要

一 変更に係る面積

区 分	面 積
変更前の市街化区域面積	約二、一九七ヘクタール
市街化調整区域から市街化区域に編入する区域の面積	約一八六ヘクタール
市街化区域から市街化調整区域に編入する区域の面積	約一ヘクタール
変更後の市街化区域面積	約二、三八二ヘクタール
特定保留区域面積	約一二四ヘクタール

二 主要な変更の内容

- 1 平成二十二年を目標年次とする。
- 2 現在の市街化区域における計画的市街化を進める見地から、都市基盤整備の立ち遅れている地区については、今後も基盤整備に努める。  
また、現存する市街化区域内の集団的未利用地については、土地区画整理事業又は地区計画などにより市街化を促進させるとともに、地形的条件などから計画的市街化の見込みのない土地は、市街化調整区域に編入する。
- 3 市街化調整区域から市街化区域への編入は、計画的な市街地の整備が必要かつ確実なことなどの条件を満たす土地を対象として行う。  
なお、市街化区域とすることが妥当とされる区域のうち、土地区画整理事業などによる計画的市街地整備の見込みが確実でない区域（特定保留区域）については、市街化区域への編入要件が整った時点で市街化区域に編入する。